令 和 ８ 年 １ １月
堺 市 上 下 水 道 局
給 排 水 設 備 課

令和８年１２月以降の給排水設備の申請等に係るお知らせ

平素より、本市上下水道事業の推進に格別の御高配を賜り、厚くお礼申し上げます。
このたび、堺市給排水設備工事管理システム（以下「新システム」という。）の稼働に伴い下記の運用面等の変更のお知らせが御座います。ご理解、ご協力の程宜しくお願い致します。

記

目次

１．給排水設備課の令和８年12月以降の窓口運用等について
２．市指定排水設備工事業者に係る提出書類について
３．給水装置工事申込における変更・留意点について
４．排水設備計画確認申請における変更・留意点について
５．工事検査における変更・留意点について

１．給排水設備課の令和8年12月以降の窓口運用等について

①電子申請の原則化

新システムは12月1日（火）より稼働開始とし、給水装置工事申込、排水設備計画確認申請、工事検査申込は、原則として新システムでお願いします（新システムへアクセスするためのURLは12月1日（火）以降に上下水道局HPに掲載予定）。
新システム導入にともない、現行の堺市電子申請システムとメールでの受付は令和８年11月30日をもって終了致します。
給水装置工事事前協議については、新システムでの受付は行っておりません。堺市電子申請システムをご利用ください。すべての事前協議が受付可能となっています。
また、指定店登録にかかる更新及び変更並びに主任技術者及び責任技術者の変更等は、引き続き堺市電子申請システムでお願いします。
なお、１業者につき、IDは１つとなります。１つのIDにおいて複数人使用することは出来ますので、ご理解の程お願いします。

②受付窓口の変更（給水装置、排水設備）

現在　窓口×４：相談・受付　⇒　変更後　窓口A×２：相談・受付

窓口B×２：電子申請受付※1

※1 令和8年12月以降、令和９年9月末までの期間限定で、電子申請（工事検査申込を含む）の操作方法等をサポートする窓口を設置します。

③受付番号の変更

給水装置の承認番号及び排水設備の排水設備番号について、12/1受付分からは廃止され、申請受付から工事検査時まで、統一して受付番号（例：26W●●●●、26Ｓ△△△△　26：受付年度で西暦表示、W：給水、S：排水）を使用します。

④道路掘削を伴う申請

道路掘削を伴う申請の場合（私道除く）、給水装置工事申込は新システムで申請していただいた後、道路書類は従来通り窓口での申請となります。

２．市指定排水設備工事業者に係る提出書類について

①新規登録等における提出書類の見直し

実態等に合わせて提出書類の見直しを行いました。

３．給水装置工事申込における変更・留意点について

①キャッシュレス決済、コンビニ収納の開始

●キャッシュレス決済の開始

電子申請の場合、クレジットカード（VISA、Mastercard、JCB、AmericanExpress、DinersClub）、PAYSLE支払いによる手数料等の支払いが可能になります。

●コンビニ収納の開始

コンビニによる手数料等の支払いが可能になります。

②加入金及び手数料の支払者等について

●加入金及び手数料の支払者は、「申込者」に限定します。

●納付書の留置きは廃止し、すべて郵送に変更となります。

③給水装置工事施行承認書について

●承認書から承認通知書への変更

承認書を廃止し、新システムから通知し、閲覧及び出力ができるようになります。

④給水装置工事事前協議の承認通知書受け取りについて

●堺市電子申請システムで申請していただいた場合は、承認完了後、堺市電子申請システムにて事前協議承認通知書がダウンロードできます。窓口申請の場合は、従来通り窓口渡しとなります。

⑤新システム利用上の注意

●軽微な修正であっても差戻して修正をお願いすることとなります。

【誤り事例】

(1)工事種類の選択誤り

・「専用栓」または「工事用付専用栓」申込で、既設装置がある場合は「改造」 になります。ただし、既設装置が給水管からの改造は「新設」になります。

・「給水管」申込は、既設装置があっても「新設」になります。

(2)お客様番号の未入力

・既設装置がある場合は、お客様番号の入力が必要となります。 堺市e－地図帳で事前に調査してください。また、開発等の場所に伴う申請は、堺市e－地図帳が更新されていない場合もあります。その場合は窓口にて事前調査をお願いします。

(3)給水装置工事申込書について

・新システムで申請する場合は、給水装置工事申込書（様式第1号）は不要となります。直接、新システムに内容を入力していただきます。

(4)添付書類について

・新システム稼働に併せ、以下の書類について新様式へ変更しますので、ご注意ください。また、給水装置の自己所有申立書・加入金減免申請書、及び工事用給水申込書の書類 等については、記入漏れのないようにしてください。

①給水装置工事申込書、②給水装置の自己所有申立書・加入金減免申請書、③工事用給水申込書、④口座振替依頼書、⑤直結増圧装置等の維持管理にかかる誓約書、⑥管理責任者等選任（変更）届、⑦増圧給水設備等設置猶予誓約書、⑧メーターの建物内設置申込書、⑨譲渡申出書、⑩給水管の維持管理スペースに関する誓約書、⑪水道直結式スプリンクラー設備設置誓約書、⑫既設給水管の接合替に関する同意書、⑬複式メータユニットの使用にかかる誓約書、⑭浄水器・活水器・軟水器設置申込書、⑮３階給水栓設置にかかる誓約書、⑯検査申込書

(5)臨時栓について

・臨時栓の申請については、これまで臨時栓（新設）・臨時栓（撤去）の２申込から、１回の申請で行っていただくことができます。
そのため、図面添付は新設図面・撤去図面を添付してください。

(6)取下げについて
・新システムでは取下げの受付ができません。取下げがある場合は、堺市電子申請システムにて給水装置工事取下げ申込書（書式３）を添付いただき、取下げ申請を行ってください。

４．排水設備計画確認申請における変更・留意点について

①排水設備計画確認書

●確認書から確認通知書への変更
確認書を廃止し、新システムから通知し、閲覧および出力ができるようになります。

②排水設備計画確認申請書について

●新システムで申請される場合は、排水設備計画確認申請書（様式第1号）は不要となります。直接、新システムに内容を入力していただきます。

③添付書類について

●新システム稼働に併せ、以下の書類について新様式への変更や廃止するものがございますので、ご注意ください。また、排水設備の既設管等使用願い等については、記入漏れのないようにしてください。

（書類名）	（変更内容）
排水設備計画確認申請書	新様式　※新システム申請時は提出不要
工事調書	廃止
既設管等使用願	新様式
排水設備工事完了届	新様式　※新システム申請時は提出不要
公共下水道使用開始届	変更なし　※新システム申請時は提出不要

④仮設物の排水設備申請について

●仮設トイレ等の場合は戸数を0戸に、仮設事務所の場合は戸数を1戸としてください。

⑤浄化槽や汲取りの廃止届について

●汲取り改造の廃止届は排水設備計画確認申請後に環境業務課のＨＰ、浄化槽改造

の廃止届は完了検査後に生活衛生課のＨＰなどから直接届出を行ってください。これまで排水設備計画確認申請時に各廃止届をお預かりしていた運用は廃止します。

５．工事検査における変更・留意点について

①工事検査事務について

●検査済証から検査結果通知書への変更

・検査済証（給水装置）及び検査済シール（排水設備）を廃止し、新システムから検査結果について通知し、閲覧および出力できるようになります。

・検査結果通知書は現場検査の終了後、局内の決裁が完了してから新システムに掲載されるため、確認できるようになるまで一定の時間を要します。

・公開後30日を経過すると新システム上で確認できなくなります。確認可能な期間内にダウンロードし、各指定業者において保存してください。

●検査申込みに関する注意事項

・検査希望日は、原則として具体的な日付を1日選択してください。ただし、検査が複数日となる場合は複数日の選択が可能です。

・排水設備工事の検査申込に関して、検査主体は、「検査事務所」を選択してください。「局」は選択しないでください。

・検査申込にはしゅん工図の添付が必須です。しゅん工図が添付されていない場合は、検査申込ができません。

・給水装置工事検査申込時には、道路使用許可書が必要になります。